KGK NEWS

(株)科学技術開発センター
TEL026-263-2010
FAX026-263-2012
社外報編集委員会

2008 年 秋号

この度、弊社では日頃お世話になっている皆様のお役に立てればと、社外報を発刊させていただく運びとなりました。
皆様に関係のある法律改正やビジネスのきっかけとなるような情報を提供していきたいと考えており、充実した内容で皆様に喜んでいただけますよう努力して参りたいと思います。今後とも、KGK NEWS をどうぞ宜しくお願いします。

可燃性の天然ガスについて温泉法が改正されました（平成 20 年 10 月 1 日より施行）

温泉をくみ上げ又はくみ上げようとする**全ての事業者が対象**となり、 新たに許可申請又は確認申請が必要になります。

☆確認を必要とする温泉とは・・・

CASE①
温泉にメタンが相当量含まれている場合
※揚湯試験やくみ上げ時に相当量のメタンが確認された場合など

CASE②
温泉にメタンが含まれているかわからない場合

CASE③
温泉にメタンが含まれていない場合
※過去の調査ではメタンが確認されていない場合など

温泉におけるメタン濃度を確認（CASE②・CASE③）

- メタンが基準値を超えると確認された場合
- メタンが基準値以下と確認された場合

可燃性天然ガスの安全対策を実施（CASE①、及びメタンが基準値を超えると確認された場合）
既に温泉をくみ上げている事業者
ソフト系の対策　温泉の採取許可の申請を行うまで
ハード系の対策　平成 22 年 3 月末まで

↓

温泉の採取許可の申請
都道府県知事による許可(温泉法第 14 条の 2)
既に温泉をくみ上げている事業者
平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月末までに申請を行う事が必要

↓

温泉のくみ上げが可能
※既に温泉をくみ上げており、ソフト系の対策のみ実施して許可を受けた事業者は、変更許可の申請が必要

可燃性天然ガスの濃度の確認申請（メタンが基準値以下と確認された場合）
都道府県知事による許可(温泉法 14 条の 5)
既に温泉をくみ上げている事業者
平成 20 年 8 月から平成 21 年 3 月末までに確認を受けることが必要

↓

安全対策を行わないで温泉のくみ上げが可能

☆ガス測定業者については指定があります

温泉成分を測定できる温泉法の登録分析機関、計量証明事業者、行政機関等であることが必要で、その中で環境省や都道府県等で開催した温泉の確認手法の講習会を受講した測定機関を選ぶこととなっています。
当社は温泉法の登録分析機関・計量証明事業者であり環境省の開催した講習会を受講しております。

参考

温泉成分の分析について

温泉成分についても定期的な分析（10 年ごと）が義務づけられました。（平成 19 年 10 月 20 日から施行されております）
平成 12 年 1 月 1 日以前に温泉の成分分析を行っている場合又は分析年月日が不明な場合は平成 21 年 3 月 31 日までに再分析が必要となります。また平成 12 年 1 月 2 日以降に温泉の成分分析を行っている場合は、分析書記載の分析終了年月日から 10 年以内に再分析が必要となります。

※詳しくは弊社までお問い合わせ下さい。

水道水質基準に塩素酸が追加されました

厚生労働省は、平成 20 年 4 月から水道法第 4 条に基づく水道水質基準項目として**塩素酸**を追加し、その基準を「**0.6mg／L 以下**であること。」としています。
この改正により、水道水の検査項目が 50 項目から 51 項目へ変更されました。
今回、塩素酸の成因、水質検査について、ヒトへの影響、塩素酸を基準に適合させるための対策についてご紹介します。

①塩素酸の成因

水道水から検出される塩素酸は、消毒用次亜塩素酸ナトリウムに含まれる不純物に由来するものが多いと考えられています。
水道水の消毒は、一般的に次亜塩素酸ナトリウムが使用されていますが、次亜塩素酸ナトリウムは反応性が高く、劣化しやすい化学製品です。不純物として亜塩素酸ナトリウム($NaClO_2$)、塩素酸ナトリウム($NaClO_3$)、臭素酸($HBrO_3$)などが含まれています。

ポイント

次亜塩素酸ナトリウムを長期間貯蔵すると、その分解により塩素酸が生成され、塩素酸濃度の上昇が起きることがあります。

②水質検査について

水質検査は給水栓を原則として、おおむね 3 ヶ月に１回以上(検査の回数を減らすことは不可)とされています。
なお、ビル管理法に基づく飲料水水質検査の消毒副生成物にも塩素酸が加わり、**１２項目となりました。**
定期検査は毎年 **6 月 1 日～9 月 30 日までの間に 1 回**とされています。

③ヒトへの影響

塩素酸の暴露による一番重要な影響はその酸化力による赤血球のダメージです。塩素酸単独での発がん性に関して評価が出来る知見は報告されていません。

④塩素酸を基準に適合させるための対策

（１）納品時の塩素酸濃度の確認
当該浄水処理（塩素最大注入率、設備等など）を考慮し、目的にあったものを購入し、主成分である有効塩素濃度に加えて不純物である塩素酸濃度、臭素酸濃度及び食塩濃度を確認する。

（２）保管温度の管理
次亜塩素酸ナトリウムは時間とともに分解するため「**生もの**」として取り扱うことが重要です。高温になるほど分解は速く進むため、低温保存（20℃以下が望ましい）が最良の方策です。気温の高い時期の管理が非常に重要です。

（３）保管期間の短縮
低温に保ってはいても分解は進んでいくため、長期間の保管は出来る限り避ける等の保管期間への配慮が重要です。

（４）保管容器の清掃
次亜塩素酸ナトリウムの分解を速める保管温度以外の要因として、溶液中の重金属等の不純物や、保管容器の汚れがあります。タンクや容器の洗浄も重要となります。

業 務 案 内

水質分析：水道水・地下水・河川水・工場排水・ゴルフ場残留農薬・温泉成分・浴槽水など
大気調査：ボイラー/冷温水発生機/発電機/焼却炉等排ガス・環境大気
建物診断：気密・ホルムアルデヒド・VOC・温湿度
精密・特殊分析：アスベスト・グリーン調達関連
土壌・産業廃棄物分析　**騒音・振動調査**　**悪臭調査**　**地下燃料タンク等定期点検**

詳しくはホームページで！ http://www.avis.ne.jp/　kgk/

ご意見・ご要望をお待ちしております。メールにてお願いします。

E-mail ; kgk@avis.ne.jp